

(一財)日本建築センター(以下「BCJ」との連携協定(平成30年9月3日締結)により、(一財)北海道建築指導センター(以下「指導センター」)では、10月1日よりBCJが審査する審査等案件のBCJへの取り次ぎを行うほか、設計者の方は指導センターにて、WEB会議システムを利用(無料)してBCJ担当者との打ち合わせができます。

## (1) 審査等案件の(一財)日本建築センターへの取り次ぎ

BCJ 審査等案件の申請書類を指導センターにお持ちいただければ、指導センターからBCJに送付します。送料は、両機関で負担します。

### ◆取り次ぎの対象となる審査等

#### ◇建築確認

以下の建築物、建築設備、工作物、建設地 全国

- 1.建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受ける建築物又は工作物
- 2.延べ面積が500平方メートルを超える建築物
- 3.高さが31mを超える建築物
- 4.以下に掲げる建築物等
  - ・建築基準法施行令第147条の2の各号に掲げる建築物(不特定多数が使用する一定規模以上の建築物)
  - ・塔状比が6を超える鉄骨造又は4を超える鉄筋コンクリート造の建築物
  - ・4層以上又は高さ方向に10m以上にわたって片側土圧を受ける建築物
  - ・プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物
  - ・構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを使用する建築物
- 5.「避難安全検証法」「耐火性能検証法」「限界耐力計算」「エネルギー法」により設計が行われた建築物
- 6.建築基準法施行令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準に従った以下に掲げる建築物
  - ・免震建築物
  - ・システムトラスを用いる建築物
  - ・CFT構造建築物
  - ・膜構造建築物

7.前各項に掲げる建築物及び工作物と同一敷地内等にある建築物及び工作物

8.建築物に設けられる昇降機その他の建築設備

- ◇住宅性能評価（500㎡超）
- ◇フラット35適合証明（500㎡超）
- ◇長期優良住宅技術的審査（500㎡超）
- ◇低炭素建築物等技術審査（500㎡超）
- ◇省エネ適合性判定（面積に関わらず）
- ◇構造計算適合性判定（建設地 広島県以外）
- ◇BELS（500㎡超）
- ◇建築物の性能評価・評定（超高層、免震構造等）※BCJと事前相談済の案件に限ります。

◆取り次ぎ依頼に際してのお願い

- ◇申請書類を持参される場合は、段ボール箱等に箱詰めした状態で指導センターに持参してください。その際に送付書類の種別、部数等を確認しますので、蓋等は明けた状態でお願います。
- ◇指導センターに郵送等される場合は、送付書類の種別、部数等の確認のため中をあらためますのでご了承ください。
- ◇依頼に際しては、別紙の「[送付依頼書](#)」を提出してください。

◆その他

- ◇取り次ぎに際して、指導センターは申請書類の記載事項、内容の確認等、受け付け審査は行いませんのでご了承ください。
- ◇受領証として「送付依頼書」に受付印を押したものをお渡しします。

## （2）WEB 会議システムを利用した BCJ との打ち合わせ

BCJ にご申請またはご申請予定の方は、指導センターにて BCJ 担当者とシステムを利用して、複数名で対面での打ち合わせができます。システムの利用申し込みをしていただければ、日程を調整のうえ打ち合わせ日時等をご連絡します。なお、利用料は無料です。

◆利用申し込み

指導センターに電話若しくは別紙の「[打ち合わせ等申込カード](#)」に必要事項を記入し、FAX してください。BCJ と日程を調整し、BCJ 担当者、打ち合わせ日時等をお知らせします。

◆打ち合わせに際してのお願い

- ◇打ち合わせは、BCJ に審査等を申請中若しくは申請予定の案件に限ります。
- ◇打ち合わせ資料は事前に BCJ 担当者と打ち合わせのうえ送付願います。
- ◇打ち合わせ希望日時は第3希望まで願います。

担当（送付先、申込先） 審査部審査課

TEL 011-241-1897 FAX 011-232-2870